



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

神奈川県再犯防止推進計画

[2019年度～2023年度]

罪を犯した人が立ち直り、
地域社会の一員として、
ともに生き、支え合う社会づくり

2019年3月

計画の策定に当たって



神奈川県は、これまで罪を犯した人や非行をした少年の自立や更生を助けるため、更生保護施設への支援や社会を明るくする運動への協力など、国や民間団体が行う更生保護の取組を支援し、罪を犯した人の立ち直りに取り組んでまいりました。2019年は、こうした更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。

この間、本県における刑法犯の認知件数は、2002年の19万件をピークに減少傾向にあり、2017年は約5万4千件でした。しかし、検挙された人員に占める再犯者の比率は上昇し、2017年には48.5%となり、検挙人員の半数近くが再犯者となっています。犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することと合わせて、罪を犯した人の立ち直りを支える取組は、今後ますます重要なものになってくると考えられます。

また、2016年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが定められました。

こうした中、県では、2018年に神奈川県再犯防止推進会議を設置し、民間団体の方々や国の関係機関と協議を重ね、これまで行ってきた県の取組や、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を促進するため、このたび「神奈川県再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画は、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間として、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「非行の防止等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」及び「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」を5つの大きな柱として、施策を展開していきます。

計画の策定に当たっては、多くの皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。ご協力いただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

また、県では2016年7月に、津久井やまゆり園において発生した大変痛ましい事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、同年10月、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

今後、憲章の理念も踏まえ、県民の皆様や関係団体と協働・連携しながら、「ともに生き、支え合う社会」と「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、この計画に基づく取組を推進してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2019年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	3
3 計画の基本方針.....	4
4 計画の期間.....	4
第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況	7
1 犯罪の発生状況.....	7
2 検察における事件の状況.....	8
3 矯正施設における入所者等の状況.....	10
4 更生保護に関わる状況.....	14
第3章 施策の展開	17
1 就労・住居の確保.....	17
(1) 就労の確保.....	17
(2) 住居の確保.....	19
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進.....	21
(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援.....	21
(2) 薬物依存を有する者等への支援.....	27
3 非行の防止等.....	29
(1) 非行の防止等.....	29
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援.....	33
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援.....	33
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進.....	35
(1) 民間協力者の活動の促進.....	35
(2) 広報・啓発活動の推進.....	37
第4章 計画の推進体制	41
1 推進体制.....	41
2 進行管理.....	42
第5章 資料	43
再犯の防止等の推進に関する法律.....	43
再犯防止推進計画 [概要]	48
用語の説明.....	49
計画の策定経緯.....	54

【「第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況」について】

計画において引用する各種統計・調査データは、2019年1月末現在で確定・公表されているデータを使用しています。

【「用語の説明」について】

一般的な用語や略語については、巻末に「用語の説明」としてまとめました。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

2016年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めることとされました。

県は、こうした状況を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、2019年度を初年度とする「神奈川県再犯防止推進計画」を策定します。

(2) これまでの再犯防止の取組・方針

全国において、刑法犯により検挙された再犯者については、2006年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(以下「再犯者率」という。)は一貫して上昇し続け、2016年には現在と同様の統計を取り始めた1972年以降最も高い48.7%となりました。

平成19年版犯罪白書では、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

2012年7月には、犯罪対策閣僚会議において、刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、2013年12月には、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定しました。2014年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定しました。

2016年7月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障がいのある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を決定しました。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、国の経済活性化の基盤であると

の観点から、2005年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針2018」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできました。

また、再犯の防止等に関する取組は、2020年に日本において開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されています。

このような中、2016年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が制定、施行されました。

そして、2017年12月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の再犯防止推進計画が策定されました。

本県においては、国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設が行う継続保護事業への支援を行うほか、2010年12月に「神奈川県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障がいにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援してきました。

他方で、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、2009年4月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同月、この条例に基づく「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」や、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」において支援を行うなど、犯罪被害者等への支援施策を進めてきました。

(3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること、並びに、自ら社会復帰のために努力することが重要であり、刑事司法関係機関が中心となり、これらを支える取組を実施してきました。しかし、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援の重要性が指摘され、国、地方公共団体及び再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになりました。

本県においては、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進し、また、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯防止推進法に基づき、再犯の防

止等に関し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担により、その地域の状況に応じた施策を策定、実施します。

また、2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組みます。

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

(4) 計画の基本目標

国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進することを目標とします。

2 計画の性格

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために、神奈川県内を対象区域として策定する計画です。

本計画において、同法第2条第2項の定義により、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

3 計画の基本方針

- (1) 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
- (2) 国との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。
- (3) 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。
- (4) 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。

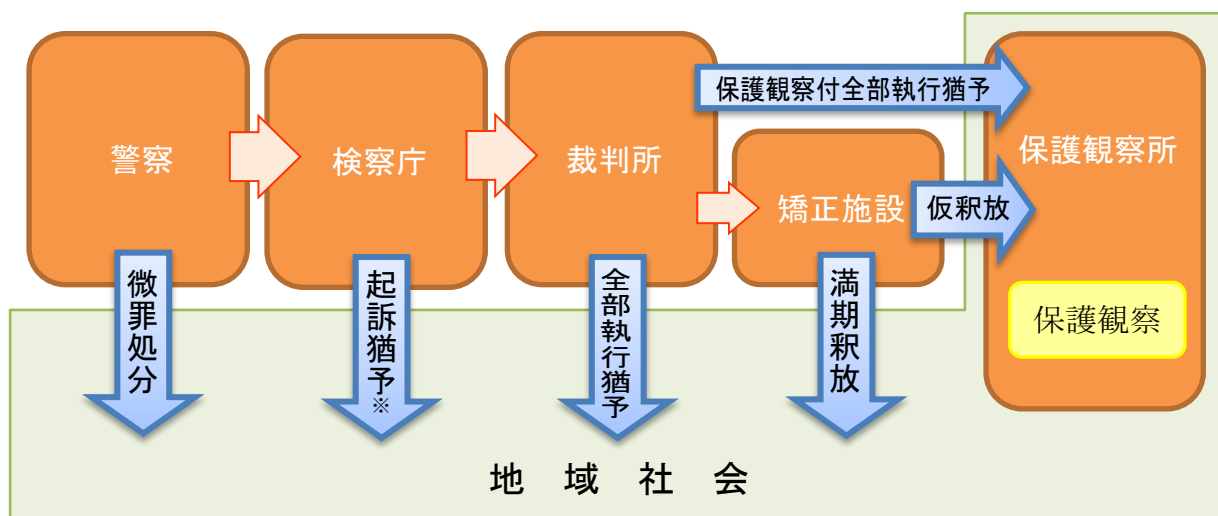
県は、これら5つの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「非行の防止等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」及び「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」に取り組みます。

4 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

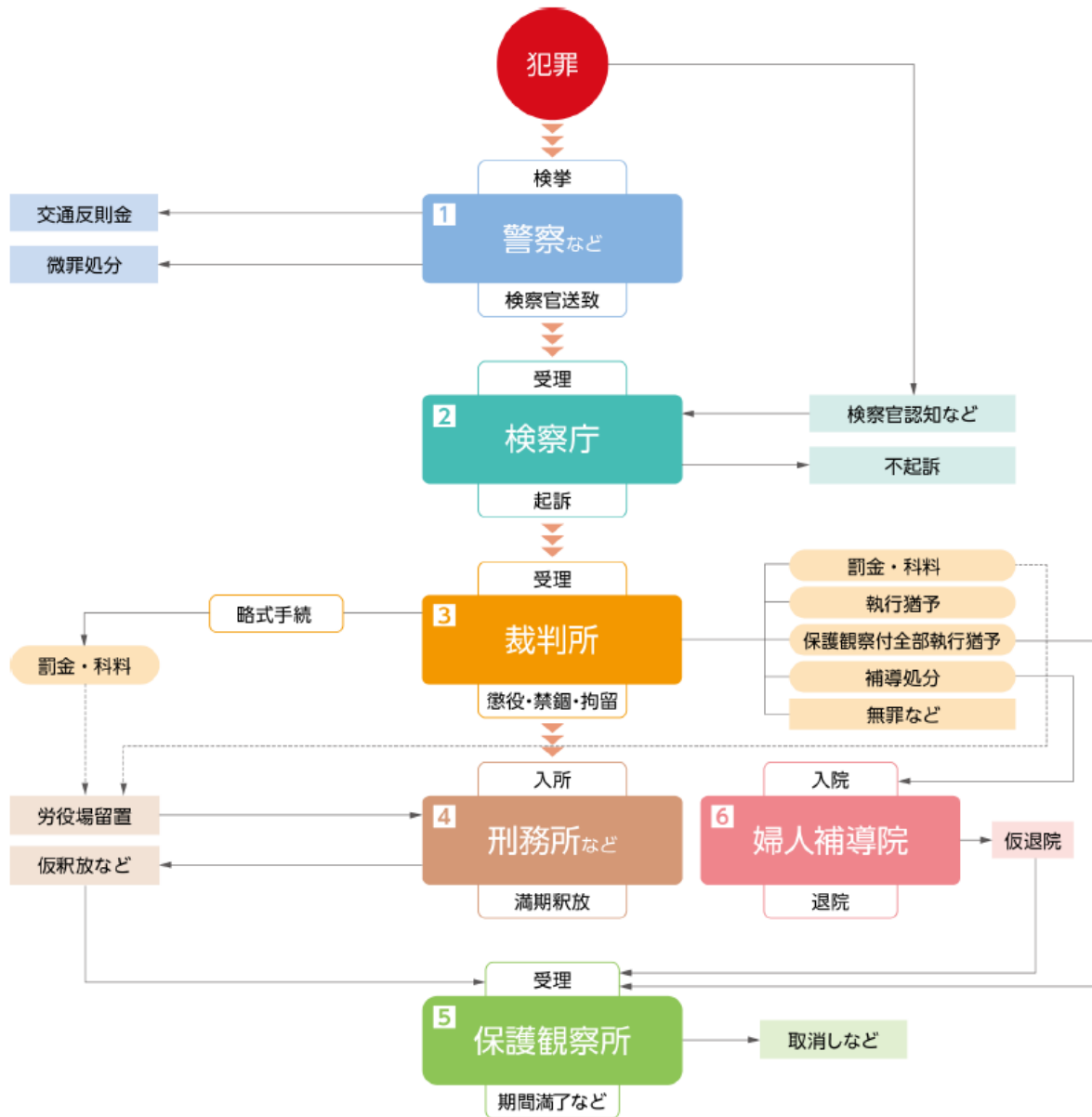
「犯罪をした者等」とは

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、例えば、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放者等も含まれます。こうして地域社会に戻る人たちの中には、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

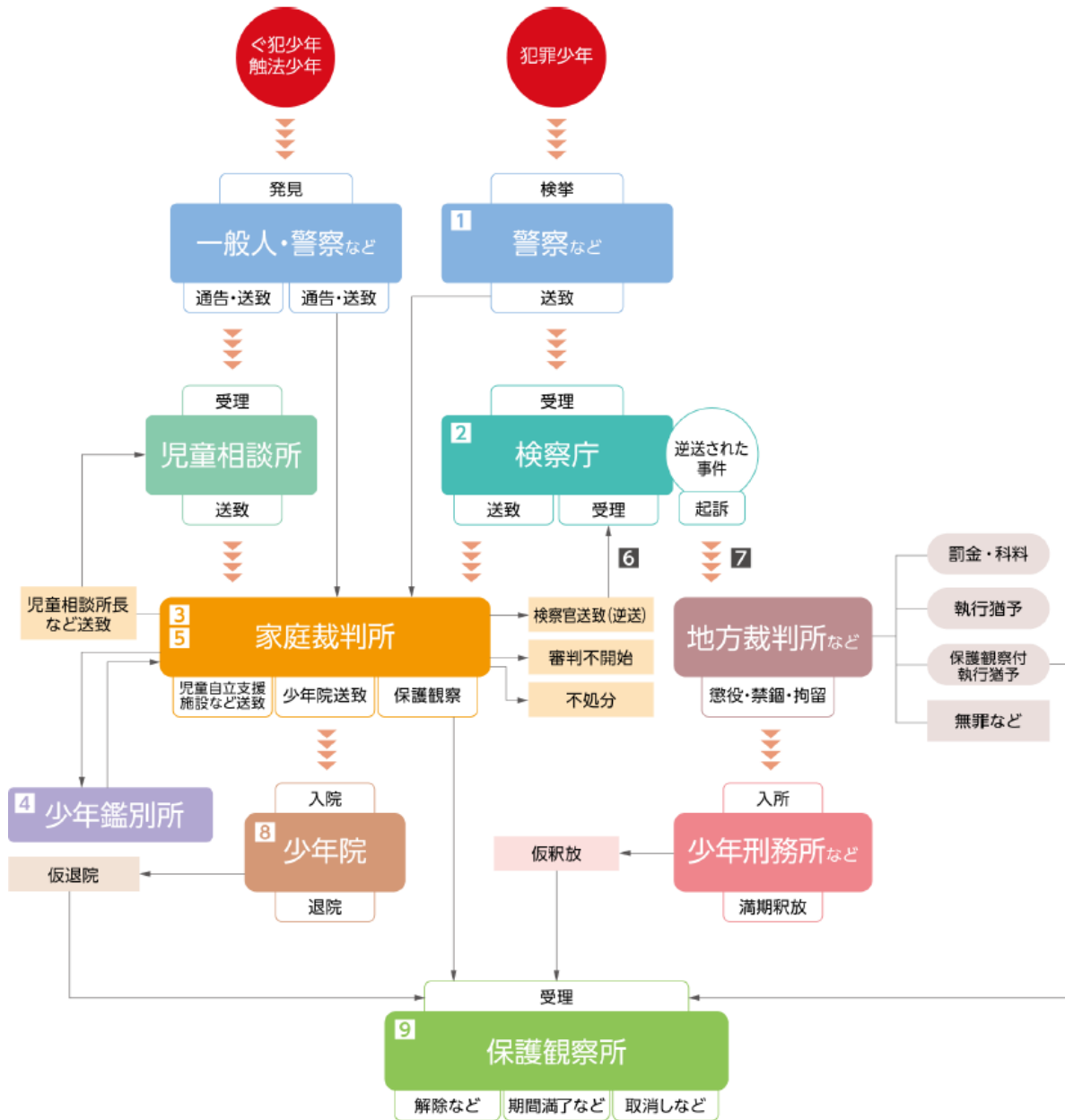


※ 起訴猶予処分とは、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

<参考 1> 成人による刑事事件の流れ（出典；平成 30 年版再犯防止推進白書）



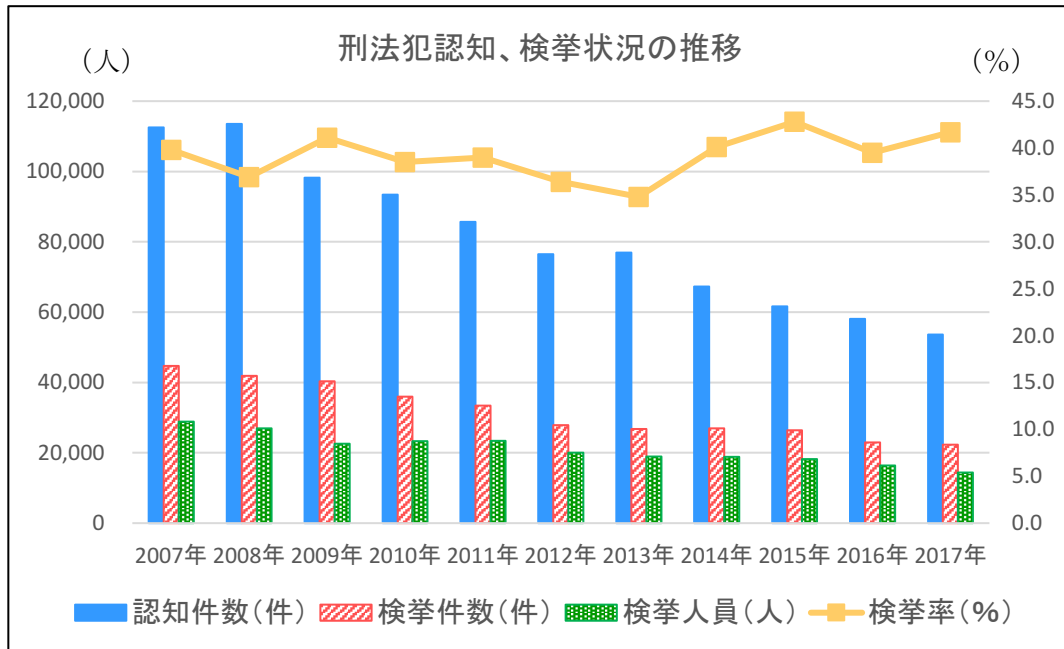
<参考2> 非行少年に関する手続きの流れ（出典；平成30年版再犯防止推進白書）



第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況

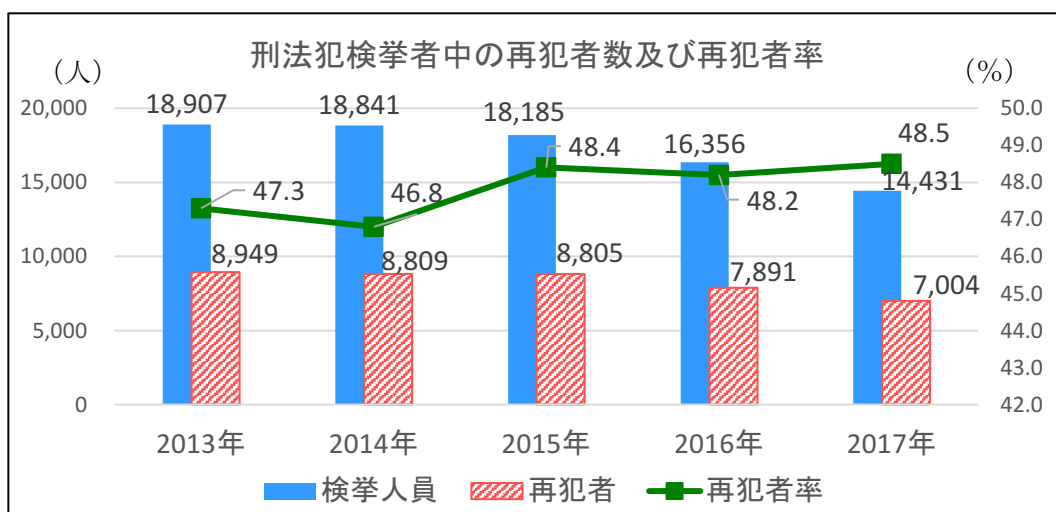
(1) 刑法犯認知、検挙状況



	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
認知件数(件)	112,529	113,556	98,216	93,369	85,659	76,511	76,962	67,295	61,664	58,127	53,628
検挙件数(件)	44,747	41,913	40,380	35,964	33,420	27,855	26,800	26,995	26,416	22,964	22,338
検挙人員(人)	28,841	26,969	22,558	23,304	23,448	20,038	18,907	18,841	18,185	16,356	14,431
検挙率(%)	39.8	36.9	41.1	38.5	39.0	36.4	34.8	40.1	42.8	39.5	41.7

注 神奈川県警本部作成の犯罪統計資料による。

(2) 再犯者数の推移

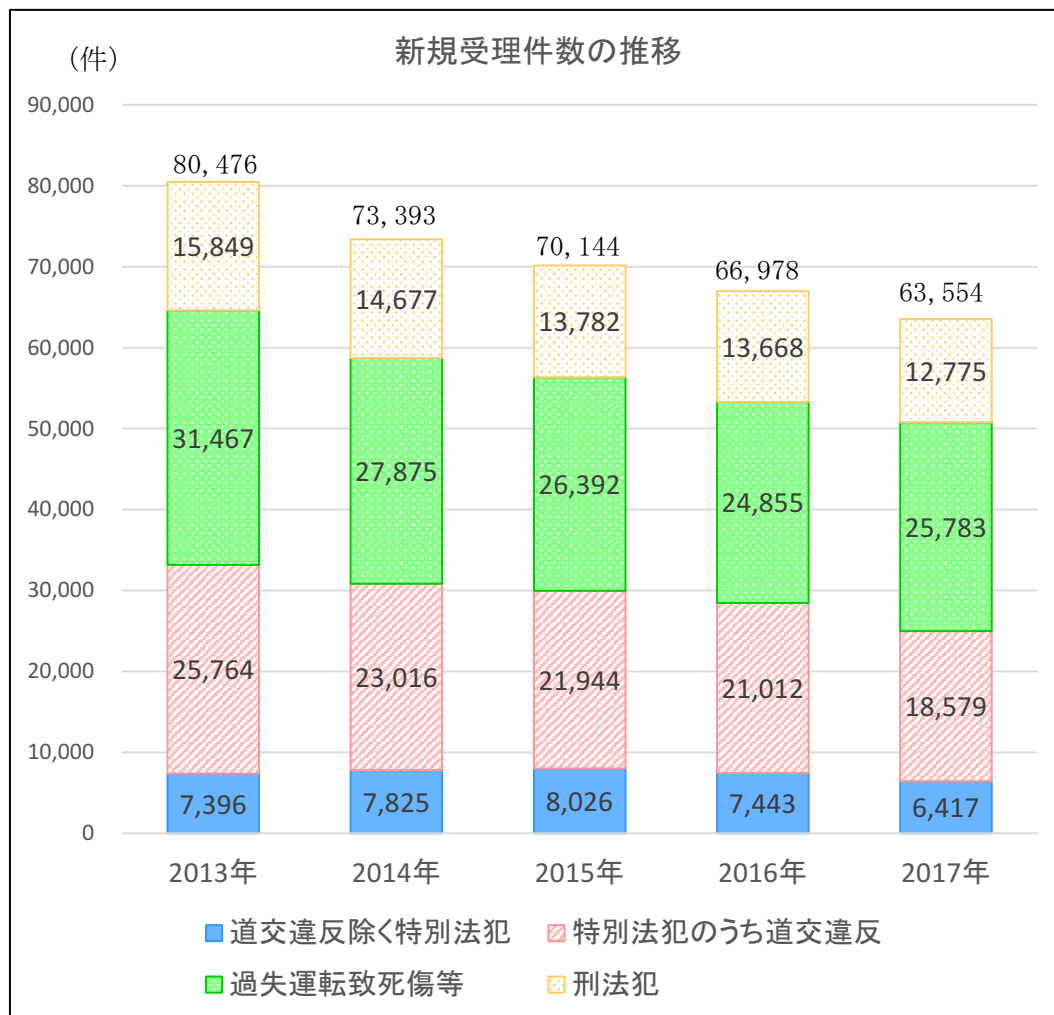


注 再犯者率は、検挙人員のうちの再犯者の割合。

2 検察における事件の状況

※ 検察統計年報による。

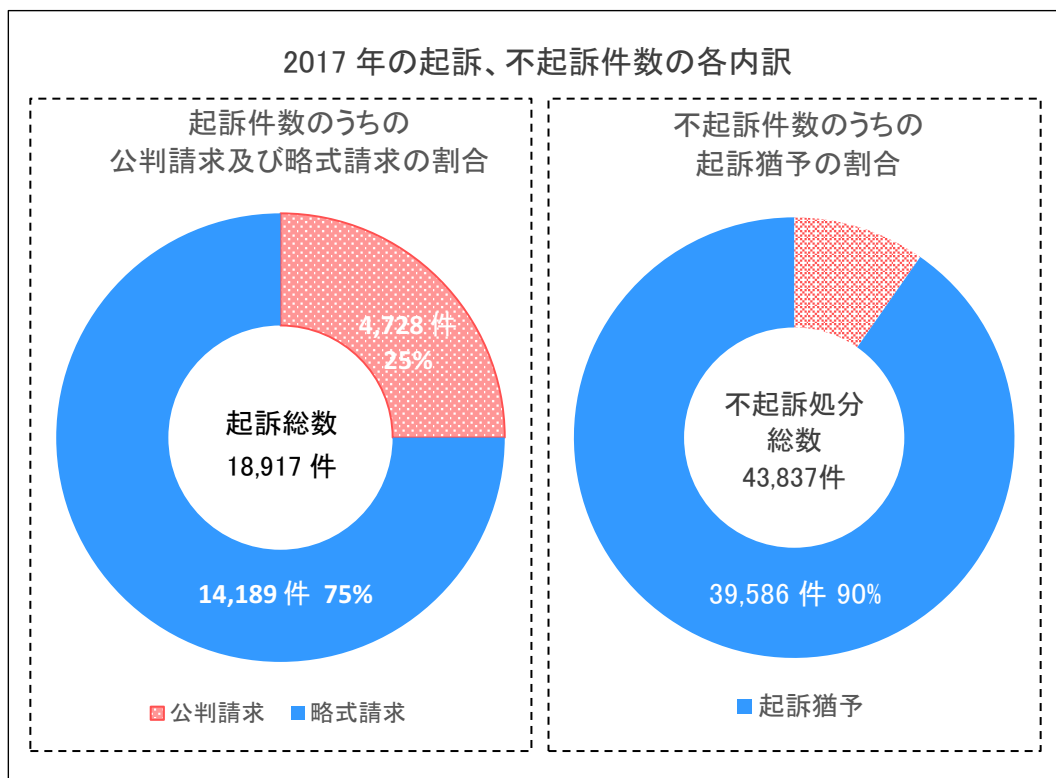
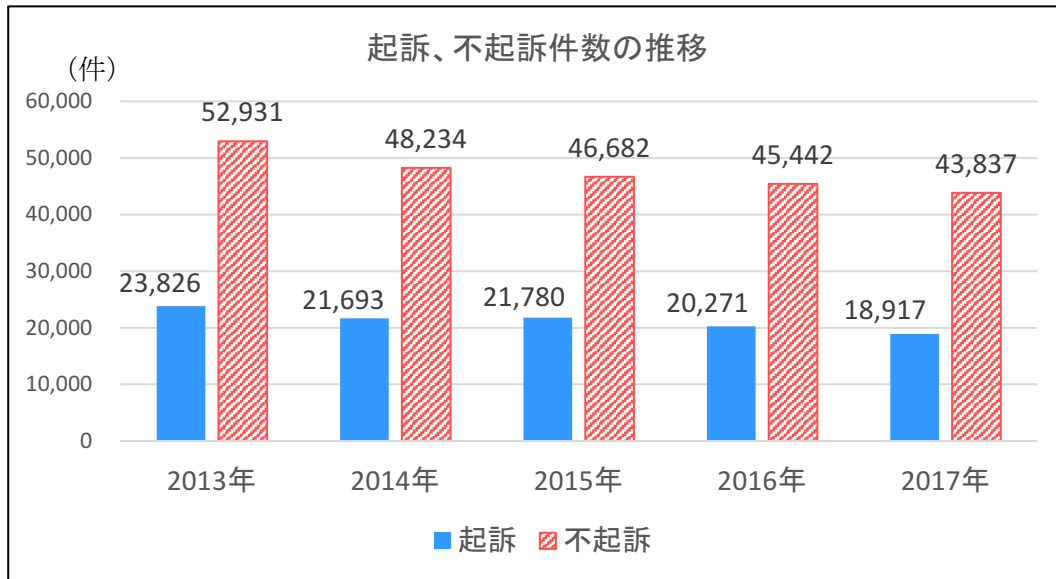
(1) 新規受理件数の推移



注1 特別法犯は、刑法犯及び過失運転致死傷等以外の罪をいい、条例違反を含む。

注2 道交違反は、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

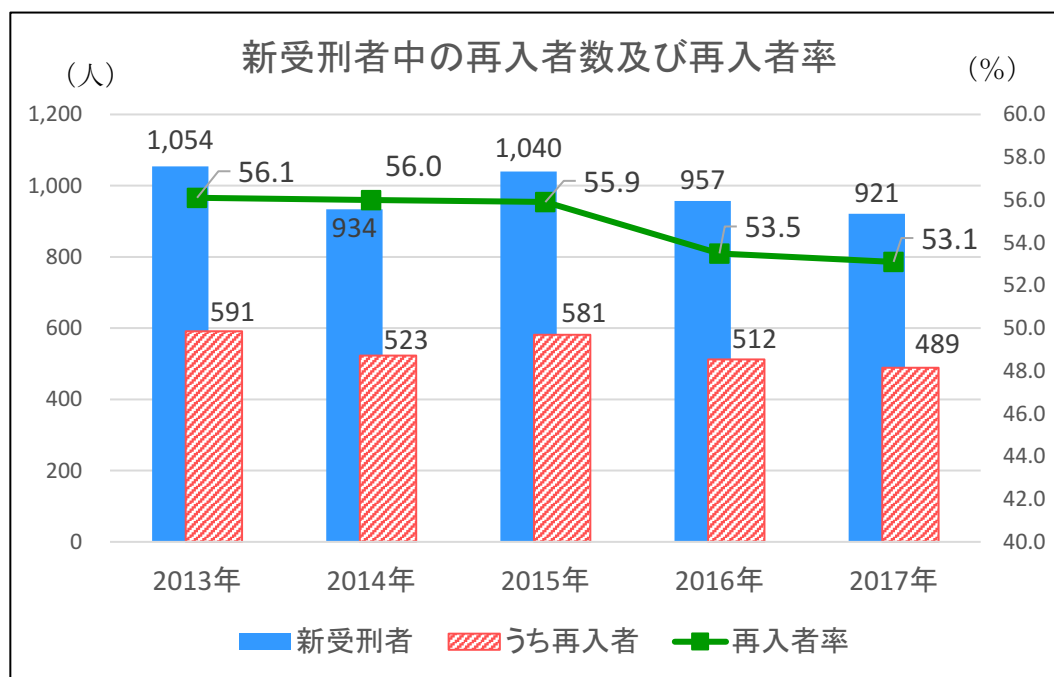
(2) 事件の処分状況



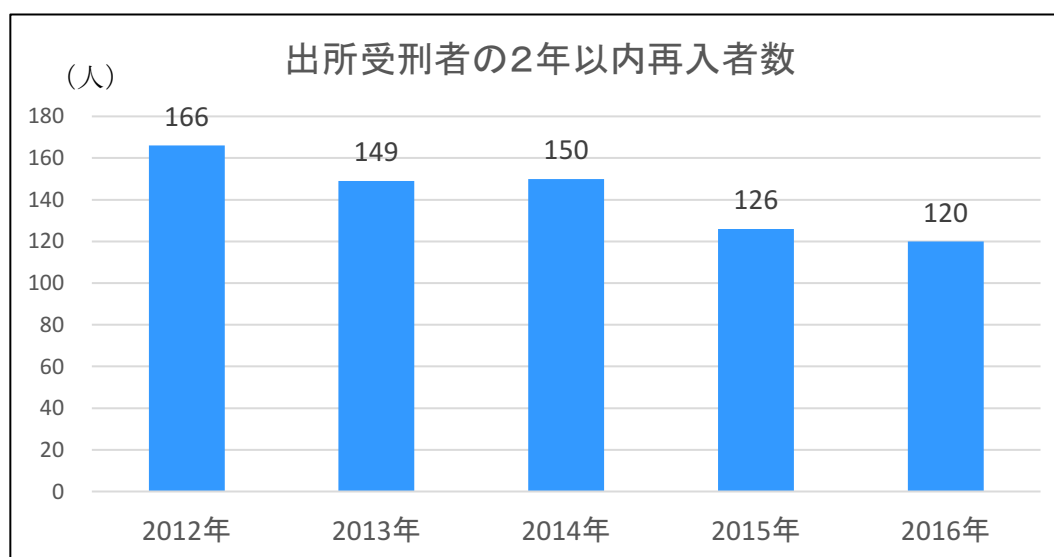
3 矯正施設の入所者等の状況について

- ※1 法務省調べによる。
- ※2 新受刑者は、当該年に刑事施設に入所した者の統計。
- ※3 (3)を除き、犯罪時の居住地が神奈川県である者の統計。

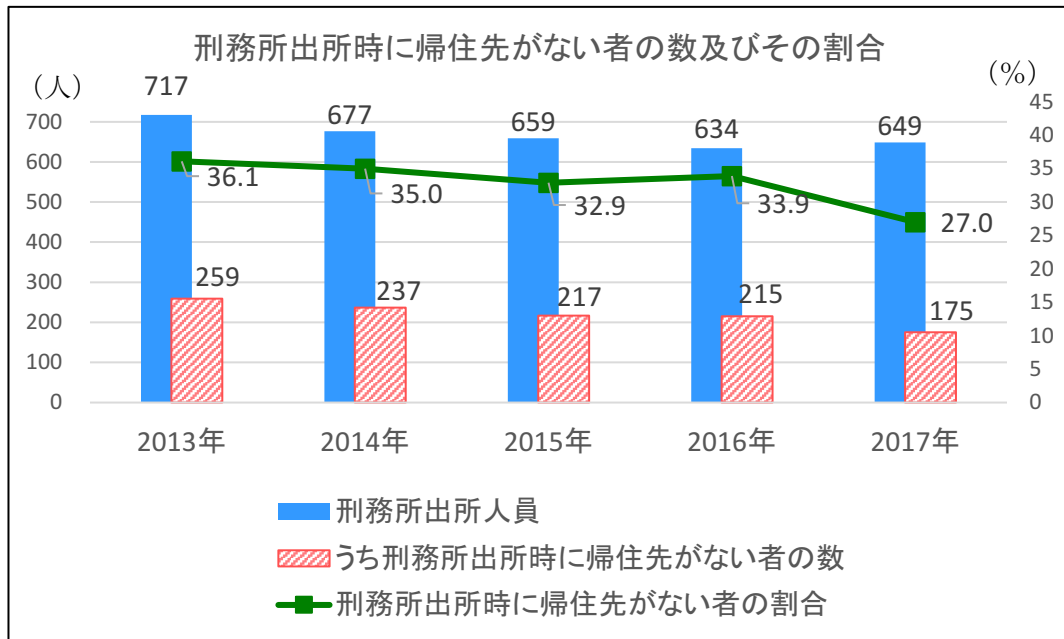
(1) 再入者（入所度数が2度以上の者）の状況



(2) 2年以内再入者の状況



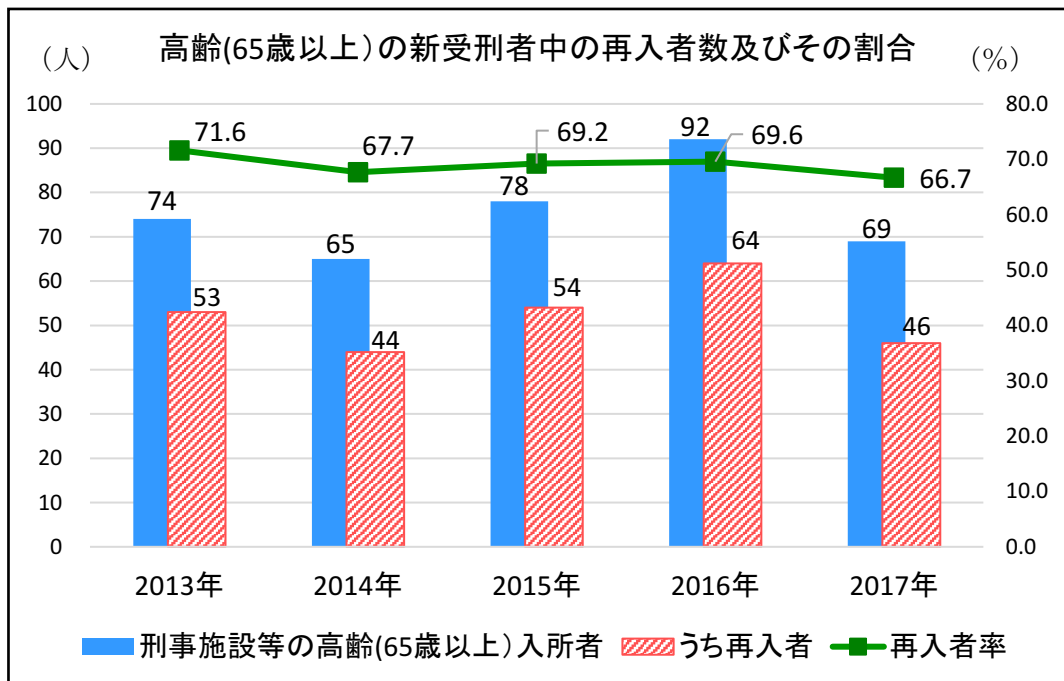
(3) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況



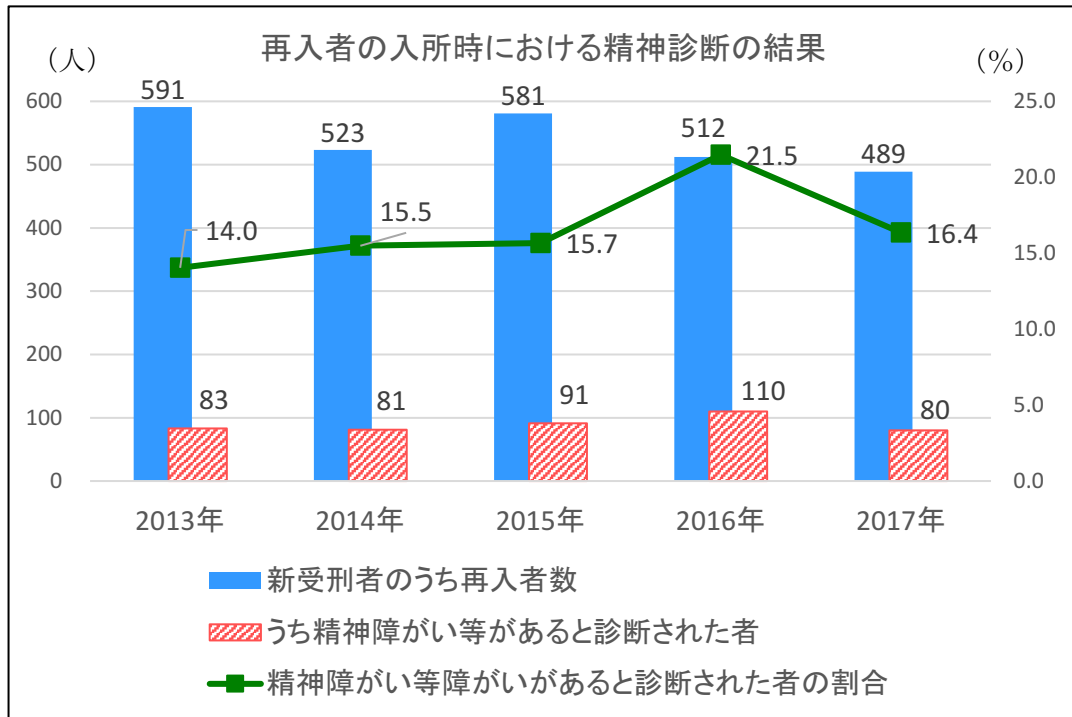
注1 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

注2 神奈川県内の刑事施設を出所した者の数値。

(4) 高齢（65歳以上）受刑者の状況

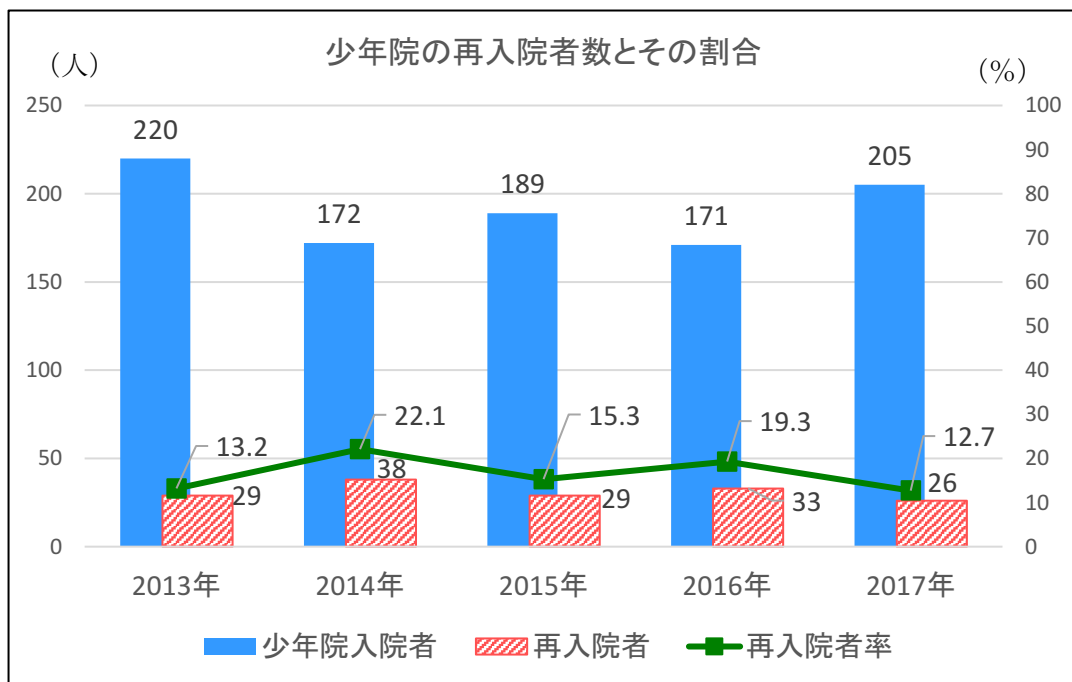


(5) 再入者の入所時における精神診断の状況

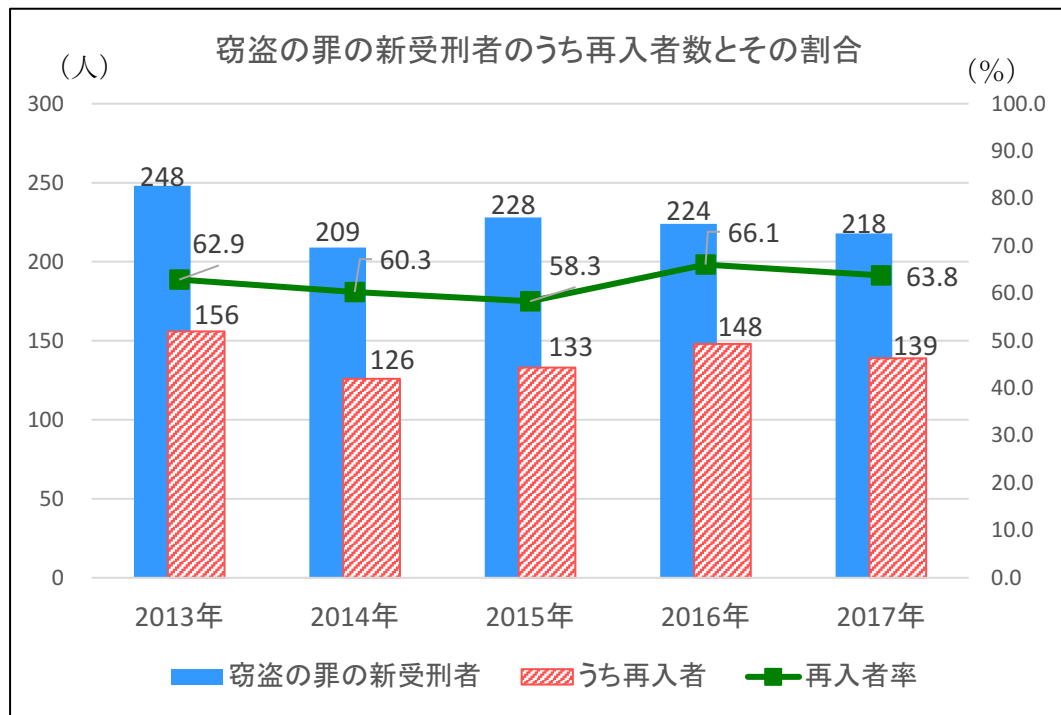


注 「精神障がい等があると診断された者」とは、刑事施設等において、知的障がい、人格障がい、神経症性障がい、及び、その他の精神障がい（精神作用物質使用による精神及び行動の障がい、統合失調症、気分障がい、発達障がい等を含む。）があると診断された者をいう。

(6) 少年院入院者の状況



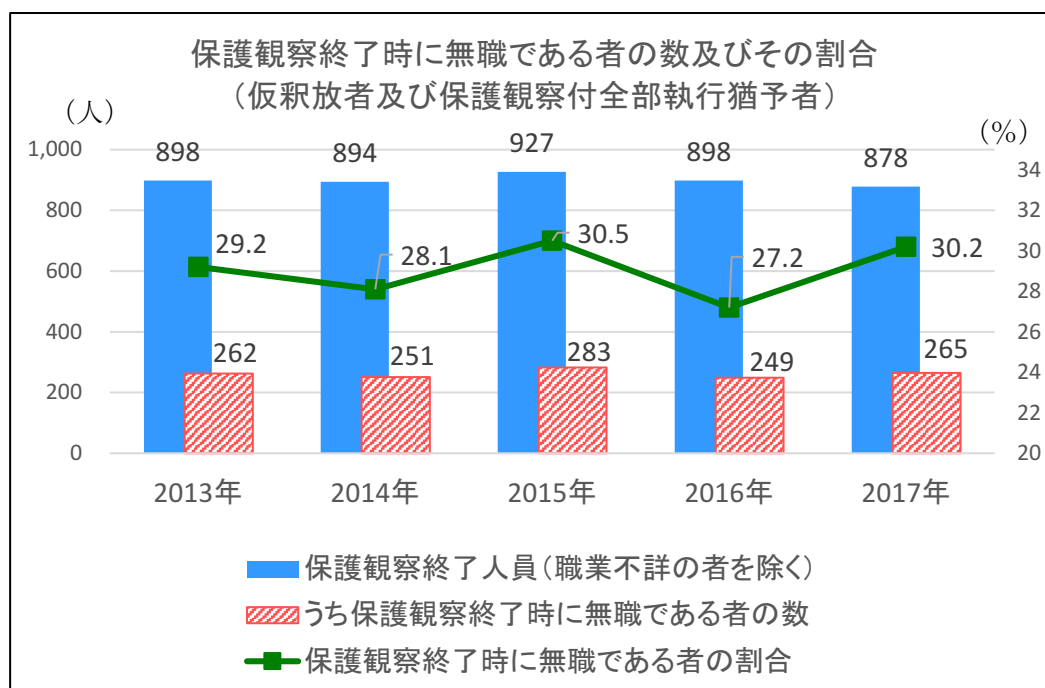
(7) 窃盗の罪により受刑した者の状況



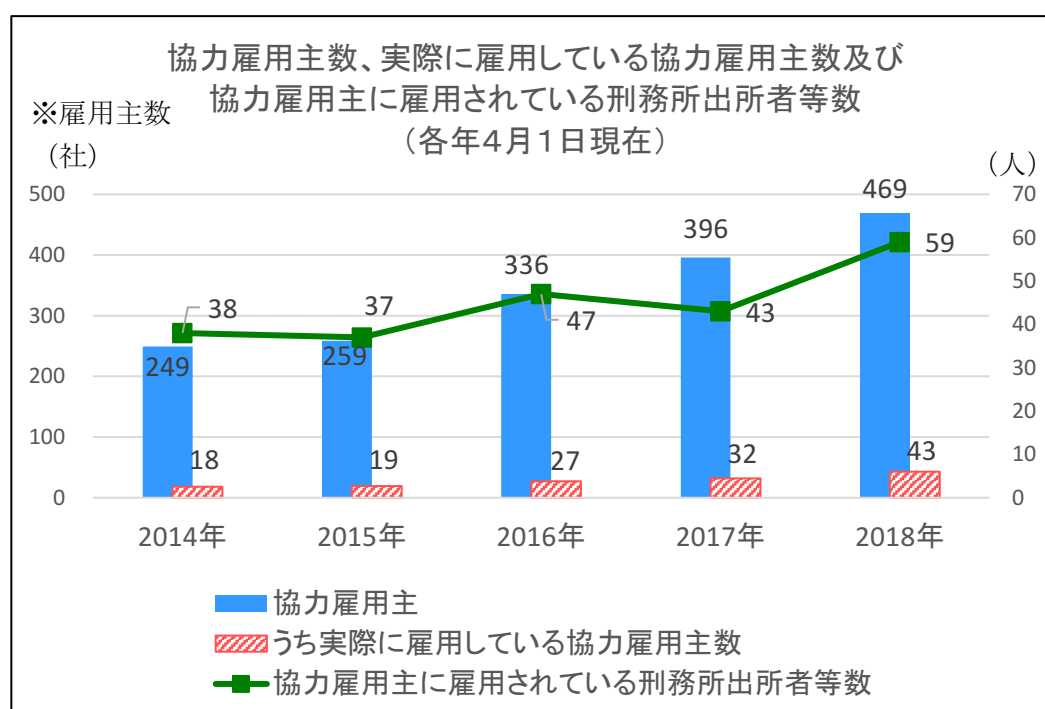
4 更生保護に関わる状況

- ※1 法務省調べによる。
 ※2 横浜保護観察所管内の数値。

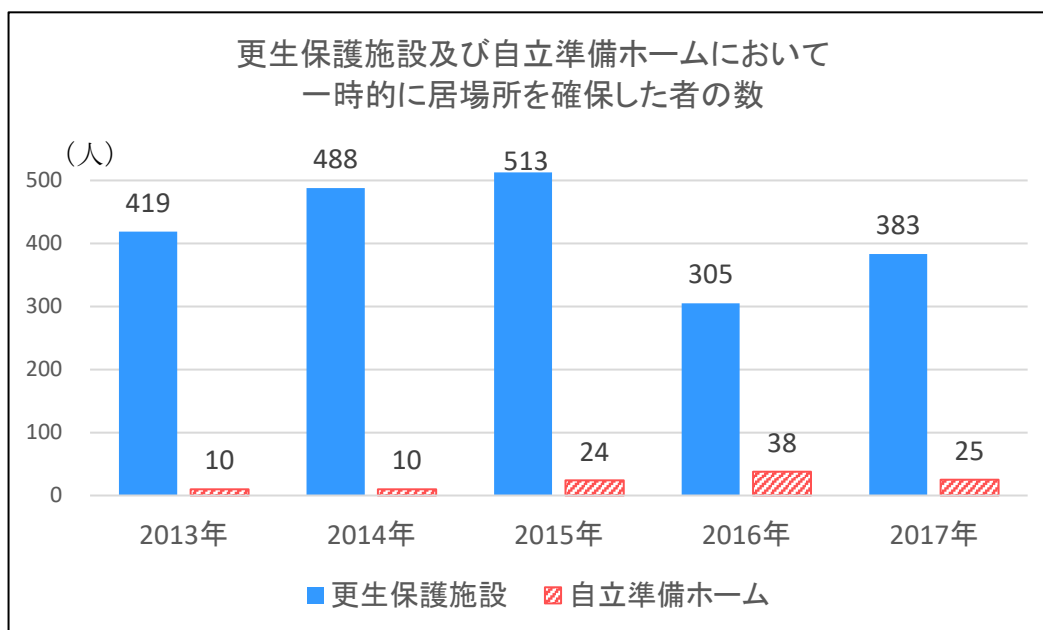
(1) 保護観察終了時に無職である者の状況



(2) 協力雇用主等の状況



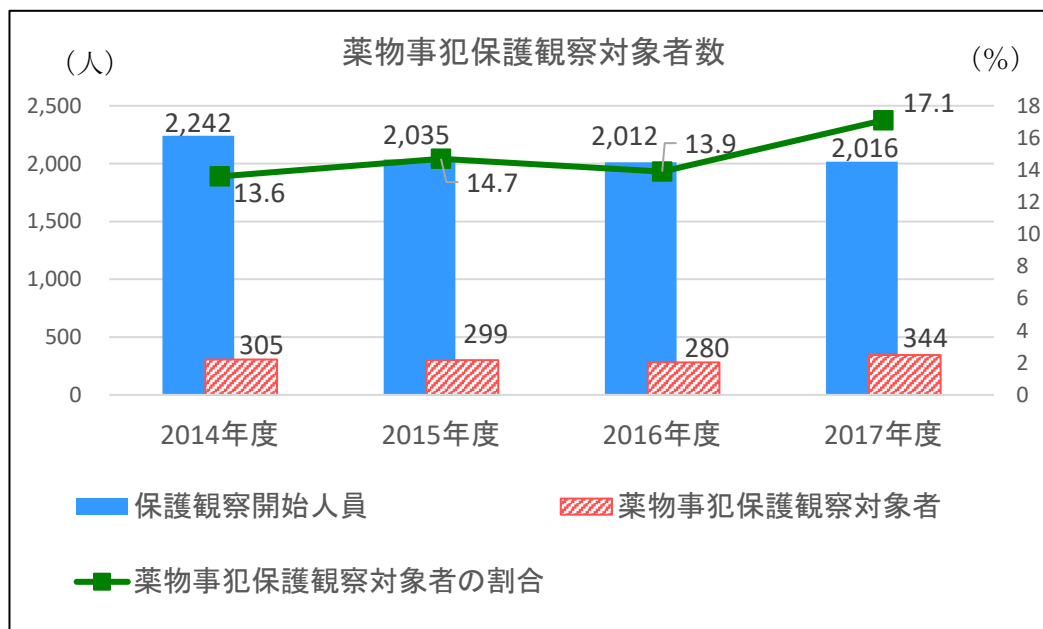
(3) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況



注 2016年から2017年にかけて、更生保護施設川崎自立会が建替により運営休止。

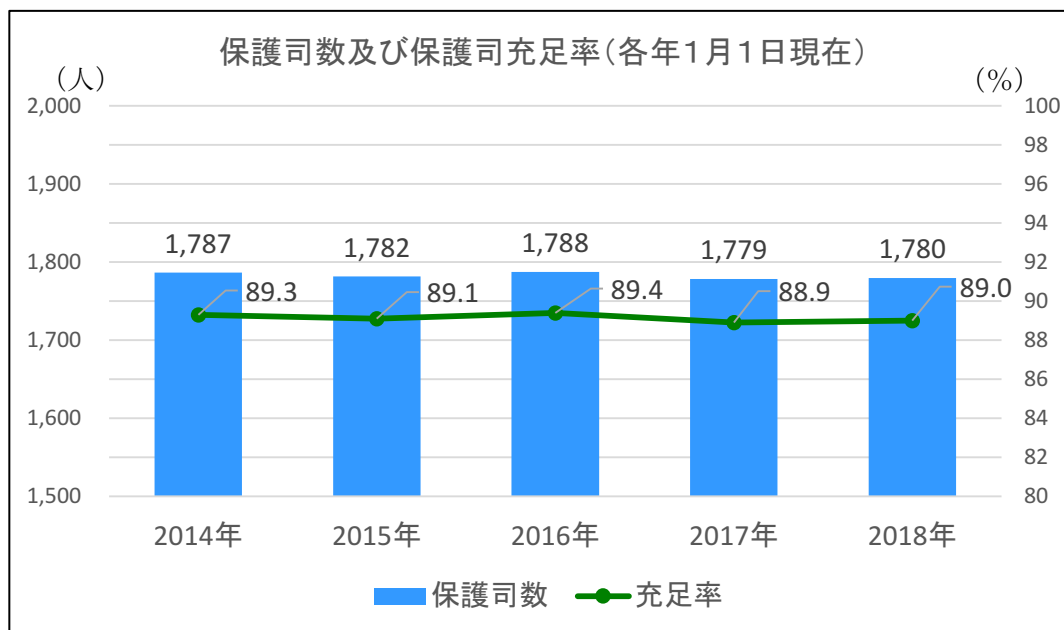
(4) 薬物事犯保護観察対象者の状況

※2021年3月31日一部数値を訂正



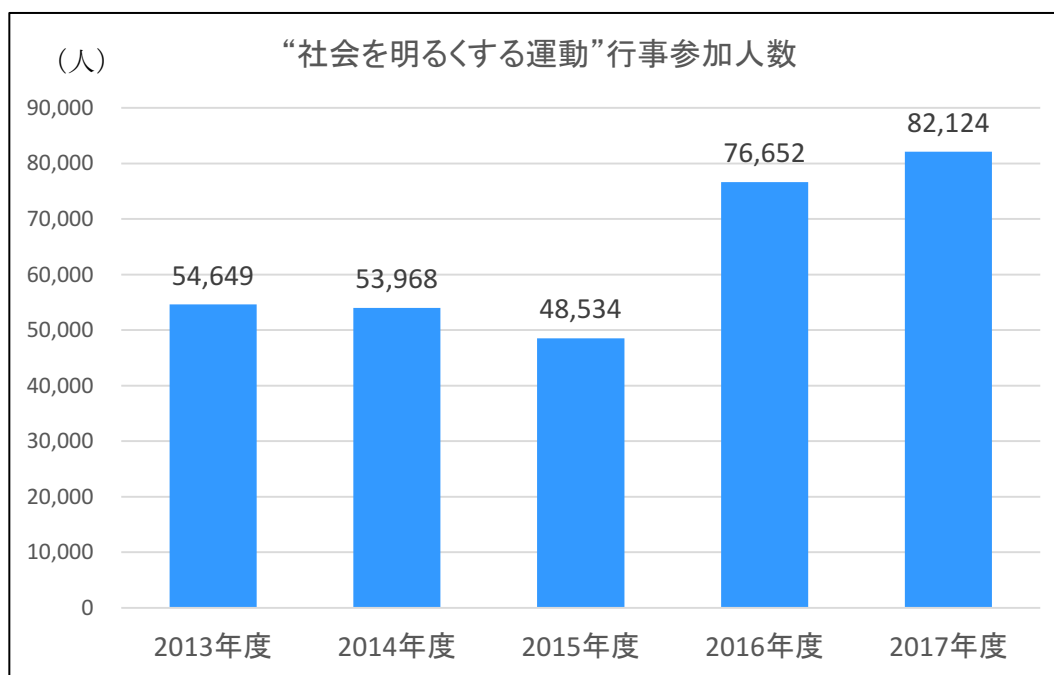
注 保護観察開始人員は、1号観察から4号観察までの合計人数。

(5) 保護司の状況



注 2018年1月1日現在の神奈川県における保護司定員数は2,001人（保護司法及び、保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則による。）。

(6) “社会を明るくする運動”の状況



注 “社会を明るくする運動” 県及び地区推進委員会において実施した行事の参加人数。